

早稲田大学博士論文(審査報告書)の本文は、博士論文の審査結果を記載するものである。本文は、博士論文の審査結果を記載するものである。本文は、博士論文の審査結果を記載するものである。

博士論文審査要旨

博士論文の審査結果は、博士論文の審査結果を記載するものである。本文は、博士論文の審査結果を記載するものである。本文は、博士論文の審査結果を記載するものである。

参考文献

- 1. 早稲田大学 大学院政治学研究所
- 2. 早稲田大学 大学院政治学研究所
- 3. 早稲田大学 大学院政治学研究所
- 4. 早稲田大学 大学院政治学研究所
- 5. 早稲田大学 大学院政治学研究所

博士論文の審査結果は、博士論文の審査結果を記載するものである。本文は、博士論文の審査結果を記載するものである。本文は、博士論文の審査結果を記載するものである。

申請者石田徹氏は、この課程博士論文を作成するにあたり、ソウル大学大学院に2年間留学し、韓国人研究者による指導も受けている。本論文は、日韓双方の学界における最新の研究を摂取したものにして、本学学部在籍時代にはじまる当該テーマについての研鑽の成果である。

石田氏は本学政治経済学部で助手を経たあと、現在は自治医大などで講師を勤めている気鋭の研究者で、韓国語にも堪能である。

本論文は、1860年代後半から1870年代前半にかけ、日本と朝鮮との間に繰り広げられた外交刷新交渉を中心に、日本の対朝鮮政策と朝鮮の対日本政策とが、なぜ、どのような形で衝突し、日朝外交が行き詰まったのかを論じるものである。その際、日本・朝鮮間の在来の外交秩序体制（大君外交体制・事大交隣体制）と、両国にとっては新秩序である万国公法体制の存在とに注目しつつ、特に以下の2つの問いを中心に考察を進めている。

1. 両国は当時それぞれが置かれた状況（国際環境・外交規範）をどのように認識していたのか。
2. 当時の日本はなぜ朝鮮にこだわり続けたのか。

## I 論文の構成

### 序論

第1章 「西欧の衝撃」への対応比較—幕末期の征韓思想と「内修外攘」論

第2章 開港期前後朝鮮政府の日本政策

第3章 明治初期外務省の朝鮮政策と朝鮮観

第4章 明治初期日朝交渉における書契の問題—書契の「書き手」と書契観

第5章 明治初期日朝交渉における服制の問題—服制観と日本観

### 結論

\*以上、A4版縦書き232頁（註を含む）、目次、図6点、参考文献目録14頁である。

各章の梗概をみるまえに、申請者によって本論文の要所とされるところをあらかじめ概括しておくところである。

第1に、当該テーマをめぐる研究では、通常、日朝外交の停頓は明治維新後になってから、とりわけ「大院君の鎖国攘夷政策によって」生じたとされているが、明治維新後の日朝外交の停頓は、実はその前年、高宗4（慶応3）年5月27日に下された《違格書契の受け取りは、訓導の責任とし、軍律によって裁く》という朝鮮政府の決定の延長線上に起きたものであり、したがって、日朝間の外交停頓は「大院君の鎖国攘夷政策」が原因なのではなく、対馬と朝鮮

との間で伝統的に構築されてきた「羈縻交隣関係」にあったことを明らかにしたこと。

第2に、「征韓論」について、先行研究の多くが、様々な位相をもつ「征韓論」を比較的単純に「朝鮮侵略論」と一括して議論し、ともすると、幕末以来の「征韓論」は、実際には1910年に起きた「韓国併合」を見据えた、「積年の朝鮮侵略計画の端緒」と捉えているのにたいし（とりわけ、韓国側の研究に多いケースである）、「韓国併合」と「征韓論」とを直結させることに留保を付したこと、である。

さて、本論文の構成であるが、序論では、1860年代から1870年代前半の日朝関係についての先行研究が整理され、本論文の取り組むべき課題が提出されている。すなわち、従来の研究ではこの時期の日朝関係を描くさい日朝間の在来の外交秩序を単純に「華夷秩序体制」と見なし、これを新秩序である「万国公法体制」と対置してきたが、実際には日朝の「華夷秩序体制」の認識は、決して同一のものではないこと。この点は、対馬宗氏を媒介とした日朝関係の実際をどのように捉えるかという問題に直結する論点であること。

また、この時期の日朝関係を考察するさい、「征韓論」に注目する研究が多いが、これらはえてして「征韓論」が幕末期から明治初期にかけて登場したために、日本には幕末以降一貫した朝鮮侵略の意図があったとしたり、明治初期の「征韓論」が明治6年政変という明治維新後最初の政変の発端となっているため、日本国内の権力闘争や内政問題といった側面にとりわけ注目したことにより、朝鮮固有の問題の重要性について十分な検討がなされてこなかったこと。

こうした点の論議、解明こそ当該テーマをめぐる研究の前進にとって重要な課題である。

第1章では、このような課題設定のもとに、「西欧の衝撃」を日朝両国がどのように受けとめ、対応したのかが分析される。当時、「西欧の衝撃」は日朝両国の支配層にとって、対処、克服さるべき共通の外交課題であり、その後の両国の外交政策を方向付けるものであった。

両国の支配層や思想家たちは、「西欧」の脅威を等しく感じながらも、日本においては「先手志向」・「屈辱感」を軸とした「外への指向性」が強く表れ、国外へ出ようとする「出交易」論が唱えられた。幕末期の「征韓論」はまさにこの延長線上に位置づけられるものである。他方、朝鮮では、「礼儀護持」を柱とする「内への指向性」が強く、「清の存在」を基軸とする事大交隣体制の堅持、さらには、国王の修養に収斂する「内修外攘」論が唱えられたことが指摘される。

第2章では、「礼儀護持」・「清の存在」・「内への指向性」を特色とする朝鮮の対外政策、とりわけ対日本政策が考察される。すなわち、従来の研究は、日朝関係は対等な「交隣関係」にあったと大づかみにするが、実態は複雑であった。朝鮮政府は、日本の中央政府（徳川幕府・明治政府）にたいしては対等な「敵礼交隣」の関係を維持しようとする一方で、対馬宗氏にたいしては、擬似朝貢関係とも言える「羈縻交隣」関係に立つ。対馬との関係は重視するが、徳川幕府・明治政府とのそれはあくまでも対馬を介したものでしかないとの姿勢を維持したのである。

それゆえ日朝両国が「西欧の衝撃」を受けるなか、徳川末期、朝鮮政府は、日本側（徳川幕府・対馬宗氏）、とくに対馬宗氏による外交関係刷新の提案について、これは、「交隣関係」を改編せんとする挑戦、「羈縻交隣」関係からの離脱を意味するものであり、到底認められるものではないとした。かくて朝鮮政府は、高宗4（慶応3）年5月27日（1867年6月29日）、爾後、規定外（格外）の内容を記した書契を受理した場合、その責任は外交の窓口である訓導・別差が負うものとし、その罪を軍律で裁くという方針を決定した。これにより「格外」書契が朝鮮側に受理される可能性はいちじるしく失われたが、明治初期のいわゆる「書契問題」はまさにこのような状況下に発生したのであって、日朝外交の行き詰まりの原因は、朝鮮政府の「鎖国攘夷」政策よりも、従来の日朝関係、より正確には朝鮮・対馬関係に求めることができる、とされる。

第3章では、前記の「先手志向」・「屈辱感」・「外への指向性」という3つの要素を手がかりに、明治政府（外務省）の対外政策、とりわけ対朝鮮政策が検討される。日本では開国以降、「万国公法体制」への移行を進め、政権交代後の明治政府・外務省も対朝鮮外交にこの方針を踏襲した。これは「事大交隣体制」を堅持する朝鮮政府にたいし、「万国公法体制」を対峙しようとする点で強硬な立場と見られなくもないが、これが即侵略的な姿勢だとはきめつけられない。幕末以来、西洋列強との交際において国威の維持、発揚が強く求められるとき、「万国公法」の受容・「万国公法体制」への参入は不可避の要件であったからである。

明治政府・外務省の対朝鮮政策の基本方針は、受理を拒まれ、懸案となっていた書契の問題を解決し、朝鮮との間に新たに国交を樹立することであった。そのさい外務省内に登場した「征韓論」には、「外交方針レベル」の「侵略型征韓論」と「外交戦術レベル」の「抗議型征韓論」とがあったが、外務省が実地に採った交渉方法は、こうした強硬策ではなく、穏健策と見なしうる「政府等対論」や「宗氏渡韓論」であったことは看過されない。

また、こうした対朝鮮政策において、日本を「父兄」とし、朝鮮を「頑婆傲児」「弟」などとする朝鮮観がわが国朝野に指摘できるが、本論文は、「これは朝鮮に対する一種の親近感の表れであると同時に、朝鮮側は日本の指導に従うべきであり、また日本の助力を求めてくるはずだ」という一方的な見通しが朝鮮

政策に織り込まれていたことの表れであった。」とし、ここに見られる「日本の指導・助力」は、それ自体、露骨な侵略主義とはいえず、また、その自覚もなかった。ただ、こうした「善意」の押し付けは朝鮮側の意志を無視した「過干渉」となっていたことは否めない、とする。

日本の外交当局者が模索した朝鮮政策は、朝鮮との外交を自らの思惑通りに進めることで、幕末以来、西欧列強から受けていた屈辱感を払拭し、国威を高めようとしていたのである。

明治初期、対朝鮮外交は他の外交課題や政治課題に比べ相対的に低い扱いを受けていたにもかかわらず、明治政府が常に朝鮮にこだわり続けていたのは、これあってのことである。

第4章では、朝鮮開港期の日朝交渉（慶応4／高宗5年3月23日〔1868年4月15日〕から明治8〔1875〕年9月3日／高宗12年8月4日まで）にかけての懸案たる、いわゆる「書契問題」・「儀礼変更問題」のうち、「書契問題」が論じられる。

すなわち、日朝両国間の外交規範の認識の内容を探るべく、対馬藩・明治政府による書契の書式変更の意義と対馬藩・明治政府・朝鮮政府三者の書契観の相違が検討され、朝鮮政府の基本的立場は、書契は前例に従うものであり、そうすることが双方の「誠信」の証であるとするものであったこと。対馬藩の理解は、書契の前例とは対馬と朝鮮との間の「羈縻交隣」関係を示すものであり、書式の変更は「羈縻交隣」関係からの離脱の意図を含んでいたこと。そして、明治政府にとっては、書契は従来の「羈縻交隣」や「敵礼交隣」の規定遵守を意味するものではなく、万国公法に則った外交文書にすぎなかったことが追究される。

対馬藩・明治政府・朝鮮政府の間には共通の「書契観」は存在しなかったものであり、「書契問題」とは、単なる外交文書の書式変更問題ではなく、対馬藩・明治政府・朝鮮政府がそれぞれの書契観を通じて自らの立場を明らかにしようとした試みであった、というわけである。

第5章では、同じく日朝両国間の外交規範認識をめぐって、明治7年8月／高宗11年7月から再開され、約1年間続いた日朝交渉で問題となった「儀礼変更問題」が取り上げられる。

この、「儀礼変更問題」とは、1つは服制に関するもので、日本側が採用した洋式大礼服の着用を朝鮮側が受け入れるか否かという問題であり、いま1つは、使節の会見時、日本側の使節が通過すべき会見場の門をめぐる問題（「宴饗大庁正門通過」問題）であった。

前者について、朝鮮側では、「西欧の衝撃」以来、広く流通していた洋夷観や、「服制を守ることは即ち礼儀を守ること」という考えに基づいて、洋服を忌避する傾向にあった。一方、日本側では、利便性・実用性を重視して洋式礼服を採

用していた。このような日本による西洋文化の受容が、朝鮮をして「日本と洋夷は同じである」という「倭洋一体観」を形成させた一因であった。また、後者の問題は、一見些細なことに見えるが、朝鮮政府側からすれば、明治政府の使節が、対馬藩の使節が従来服していた儀礼に従うか否かという問題であり、ことは重大であった。一方、明治政府としてはこれを従えないものとした。以上のごとき書契観・儀礼変更をめぐる認識の相違が、国交刷新をめぐる日朝交渉を行き詰まらせることになったのである。

結論では、以上の議論を整理し、日朝両国の間には、「西欧の衝撃」に対する共通の感覚や認識はあったものの、従来の日朝外交における規範については認識を共有し得なかったこと。対馬と朝鮮との間では互いの関係を「羈縻交隣」の関係であると了解していたものの、朝鮮側が朝鮮国王の「恩・徳」を誇示し、対馬側に恭順な態度を期待したのにたいし、対馬側はこれを朝鮮に「藩臣の礼を取る」屈辱的な関係と受けとめていたこと。そして、明治政府にとっては、「羈縻交隣」関係は、対馬と朝鮮との間の「私交」であり、否定すべきものだったこと。

このように多層的な構造をもつ日朝外交関係をまえに、明治政府にとって朝鮮が重要視されたのは、朝鮮との外交の成否、いわば朝鮮の開国に力をいたすことの首尾・不首尾が、西洋列強によってもたらされた屈辱感の払拭、国威の発揚、自信の源泉となることを認識していたからであること、が改めて指摘される。

そのうえで、前述のように、日朝関係を「兄弟・父子関係」に擬し、日本をして朝鮮の助言者・保護者たらしめんとする志向、しかも、朝鮮は日本のかかる意欲を感謝をもって受け入れるはずだとする身勝手さに、日本の対朝鮮外交の問題点がある、と結ばれている。

## Ⅱ 論文の特徴と評価

本論文の研究史上の貢献について、次の二点を挙げることができる。

第1に、従来、明治期日朝外交の停頓の要因は、明治維新後における朝鮮側の対応、とりわけ「大院君の鎖国攘夷政策」に求められていた。本論文は、対馬と朝鮮王朝との間で交わされた書契の綿密な分析を通じて、その原因が1865年の対馬側の「違格書契」に対する朝鮮側の決定に由来するものであって、それは、江戸期における朝鮮王朝と対馬の「羈縻交隣関係」の延長線上で生じたことを明らかにした。これは近代移行期における日朝外交を捉えるに際し、江

戸期における日朝外交の史的経緯と対馬の役割に着目した本論文の視座によって得られた成果である。

第2に、従来、幕末以来の征韓論は、あたかも1910年の韓国併合に至る朝鮮侵略計画の端緒として捉えられていたが、実際には様々なスペクトラムをもつ征韓論が存在し、必ずしも征韓論と韓国併合が直結するわけでないことを見極めた上で、それでは何故、征韓論が韓国併合に帰結するのかを本論文は明らかにした。すなわち、本論文では、外務省の朝鮮政策に注目し、当初は、いわば主観的善意に基づく「朝鮮の危機を救う」という大義名分の下に、朝鮮政府に過度な干渉を加え、それに対する朝鮮側の拒絶がさらなる過度な干渉を招きよせ、客観的には日本が朝鮮侵略の度合いを高めていくといった過程に注目しながら、征韓論から韓国併合に至る決して単線的でない特異な歴史的経緯を浮き彫りにした。

上記の二点は、明治初期の日朝外交の特質を解明する上で、重要な意義をもつものである。

さらに、本論文の特徴・評価点・問題点については、次のようなことが指摘されるべきである。

いわゆる「西欧の衝撃」の形で現れた、華夷秩序体制と近代西欧国際体制（「万国公法体制」）の間の、世界史的な衝突の最前線に立たされたのが幕末の日本と李朝朝鮮であり、さらにその真っ只中に置かれたのが対馬であった。その衝突はまさに二つの文明圏の間の衝突（「文明の衝突」）であった。1860年代後半から1870年代前半にかけて、朝鮮、日本（幕府および明治政府）、対馬藩の3者の間で行われた対応の模索（本論文のタイトルでは「関係刷新交渉」）は、その意味で、何度研究し直されてもよい国際関係史上の最大のテーマの一つである。既に田保橋潔『近代日鮮関係の研究』という決定版と見なされる研究をはじめ、膨大な研究が積み重ねられている分野であるが、本論文は、21世紀の初めの段階で、新しい方法と視点を提起しようと、果敢な挑戦を試み、相当程度に成功していると評価される。

次に、論文の書き出し部分で扱われた日朝両国の「西欧の衝撃」への対応の比較では、日本について「外への指向性」、「先手志向」、「屈辱感」、朝鮮については「内への指向性」、「礼儀護持」、「清の存在」と、それぞれ三つの特徴を見出し、中でも、日本については「先手志向」、朝鮮については「礼儀護持」を中心的なものとして、見事に対照的な指摘を行っている。

また、李朝朝鮮の対日関係は「敵礼交隣関係」、対対馬関係は「羈縻交隣関係」と明確に特徴づけて論じている（そうすることによって「両属」概念を使わず

にすませている。が、対日関係と対対馬関係をどう関係させていたかの説明はない)。

さらに、王政復古後の明治政府による書契変更の過程を詳細に跡付けることによって、日本外務省内に「征韓論」とは異なる、朝鮮を主権国家に導くことを意図した対朝鮮外交論が存在したことも明らかにしている(この点の考察に、琉球問題を抱えた中国との関係、中国への対抗意識への言及がないのは不十分であるが)。にもかかわらず、近代日朝関係が悲劇への坂を転げ落ちていく歴史に、本論文は一つの新しい見方を提示して、有意義な論争を導くものと思われる。

二つの対立的な国際体系の両側で対立することになった朝鮮と日本の、その両者に、それまで長く「両属」していたのが対馬である(もう一例は中国と日本の間に両属した琉球)。本論文ではこの用語をほとんど用いていないが、「両属」は、華夷秩序体制においては、関係国の存立と利益を実現し、安定した関係を維持するのに有効な、独特な外交関係であった。しかし、関係国の一つが主権平等の国家関係を少なくとももたてまえとするもう一つの国際体系に移行し、地域全体でシステム・チェンジが始まれば、「両属」はもはや成立しない。そのようなマクロな体制変化の中、朝鮮、日本、対馬の3者は書契の問題と宴饗儀礼の問題という、一見ミクロな問題をめぐって、従来の制度と格式を維持するか、変革するか、泥沼の葛藤に落ち込んで行く。本論文は、この書契問題と宴饗儀礼問題を仔細に考察するという新しい方法を採用し、従来の研究では見落とされていたいくつかの点を発見し、通説の修正を行っている。

その最大のものは、日朝間の書契問題といえは明治元年のそれ(「戊辰書契」)に集中する傾向のあった通説の訂正である。すなわち、書契問題の端緒は、その前年(慶應3年)の5月27日に、対馬藩の書契変更を朝鮮政府が拒絶した事実にあることを指摘し、それを論拠に、「日本の王政復古・明治維新が発端となって日朝外交が行き詰ったというわけではなかった」との結論を導いている点である。

また、明治元年以降も、「壬申書契」をはじめとする複数の書契事件が発生したことを指摘し、関係者の書契観とともに、その意味を検討しているのも重要な貢献である。「戊辰書契」にのみ関心を集中させてきた通説を訂正し、マクロなシステム・チェンジにどのような対応の努力が払われ、征韓論時代の日朝外交関係をどう展開させたかを明らかにしているからである。

もっとも、1867年5月27日の朝鮮政府の決定的な態度硬化をもたらすことになった対馬藩の書契変更提案は、「西欧の衝撃」を受けて激化の極点に達した幕藩体制の矛盾の表現であると解釈するのが的確であると思われるが、そのような説明はなされていないなど、ミクロな視点に徹するとしても、マクロ・レベルへの配慮はもっとあってもよかったであろう。



しかし、全体としては、ミクロな精密な考察によって、マクロなシステム・レベルの転換を正確に裏付けて把握することを可能にしている点が本論文の特徴であり、大きな貢献である。

以上、審査委員会は、申請者の今後の研鑽にまたれるべきいくつかの点が残されていることを指摘しつつも、本論文が本学の学位(博士、政治学)を授与するに値するものと判断する。

2007年12月26日

主査 早稲田大学教授 堀 真清  
副査 早稲田大学教授 平野健一郎(Ph. D. ハーヴァード大学)  
副査 早稲田大学教授 李 成市(博士(文学)早稲田大学)